

8 参考資料

(1) 第2期基本計画総括評価の経過

年	月日	内容	会場等
平成 24 年	9 月 10 日	鎌経第 566 号「第 3 次鎌倉市総合計画第 2 期基本計画の総括評価の実施について（依頼）」	
	9 月 10 日	第 2 期基本計画総括評価実施説明会	402 会議室
	9 月 11 日		
	9 月 25 日	第 2 期基本計画総括評価庁内提出期限	
	10 月 2 日	第 2 期基本計画総括評価に係る原局ヒアリング	202 会議室
	10 月 3 日		201 会議室
	10 月 4 日		
	10 月 11 日	平成 24 年度第 7 回鎌倉市民評価委員会 議題：総括外部評価の進め方について 他	201 会議室
	10 月 24 日	平成 24 年度第 8 回鎌倉市民評価委員会 議題：第 2 期基本計画総括外部評価（全分野評価）の意見交換について（第 5 節） 他	201 会議室
	11 月 14 日	平成 24 年度第 9 回鎌倉市民評価委員会 議題：第 2 期基本計画総括外部評価（全分野評価）の意見交換について（第 4・6 節） 他	鎌倉市福祉センター 一地区社協活動室
11 月 21 日	平成 24 年度第 10 回鎌倉市民評価委員会 議題：第 2 期基本計画総括外部評価（全分野評価）の意見交換について（第 1・2・3・7 節） 他	201 会議室	
11 月 29 日	第 4 回鎌倉市総合計画審議会 議題：現在の取組状況について（総括評価の取組状況について報告）	議会第 2 委員会室	
平成 25 年	1 月 18 日	平成 24 年度第 11 回鎌倉市民評価委員会 議題：第 2 期基本計画総括評価のまとめについて 他	議会第 2 委員会室

(2) 鎌倉市行政評価アドバイザー設置要綱

鎌倉市行政評価アドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 鎌倉市が実施する行政評価の客観性と透明性を確保するとともに、行政評価を活用した総合的な行政経営を確立するため、行政評価アドバイザーを設置する。

(設置)

第2条 行政評価アドバイザーは、学識経験を有する者又は行政評価に関する専門的知識を有する者のうちから3名以内で市長が委嘱する。

(所掌事務)

第3条 行政評価アドバイザーは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行政評価システム確立のための手法等に関する技術的助言について
- (2) 行政評価を活用した総合的な行政経営を進めていくための助言について
- (3) 外部評価委員会（仮称）立ち上げへの助言及びそれまでの間の外部評価について

(委嘱期間)

第4条 行政評価アドバイザーの委嘱期間は、委嘱日から委嘱日が属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

(会議等)

第5条 行政評価アドバイザーが所掌事務を適正に執行できるよう行政評価アドバイザーによる会議等（以下「会議等」という。）を開催するものとする。

(関係職員の出席)

第6条 行政評価アドバイザーは、必要があるときは、会議等に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(報償)

第7条 行政評価アドバイザーには、アドバイス及び会議等の業務に対し、1回あたり17,000円を支給する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、行政評価アドバイザーに関し必要な事項は、会議等に諮って定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する

(3) 鎌倉市民評価委員会設置要綱

鎌倉市民評価委員会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、市民等が行う行政評価の結果を行政運営に適切に反映させ、鎌倉市における行政評価制度の客観性を高め、効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、鎌倉市民評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 評価委員会の所掌事務は、行政評価の外部評価に関する事項とする。

(組織及び構成)

第3条 評価委員会は、専門評価委員と5名以内の市民評価委員をもって組織する。

2 専門評価委員は、行政評価アドバイザーとし、市長が委嘱する。

3 市民評価委員は、行政評価に対して理解と意欲を持っている市民のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から委嘱日が属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 評価委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(評価委員会の招集)

第6条 会長は、行政評価の外部評価について検討を行うため、評価委員会の会議（以下「会議」という。）を召集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(報償)

第7条 市民評価委員には、会議等の業務に対し、一回当たり3,000円を支給する。

(幹事)

第8条 評価委員会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、経営企画課の職員をもって充て、評価委員会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第9条 評価委員会の庶務は、経営企画課において処理する。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、会長が評価委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成17年9月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年10月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。